

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な事業の成長を通じてステークホルダーをはじめ、広く社会に貢献することを経営目標としております。その実現のために、組織的に誠実且つ公正な企業活動を遂行することを基本方針として、取締役会及び監査役会制度を機軸としたコーポレート・ガバナンスの体制を構築しております。また、経営陣のみならず全社員がコンプライアンスの徹底に努めております。これらの取組みにより、当社を取り巻く経営環境の変化に速やかに対処できる業務執行体制を確立し、ベンチャー企業としての俊敏さを維持しつつ、ステークホルダーに対しては透明性及び健全性の高い企業経営が実現するものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
平賀 督基	499,800	9.28
松井証券株式会社	304,300	5.65
株式会社デンソー	261,800	4.86
J.P.Morgan Securities plc (常任代理人 JPモルガン証券株式会社)	169,100	3.14
藤岡 義久	147,000	2.73
高井 正美	138,000	2.56
H.U.グループホールディングス株式会社	100,800	1.87
保志 健一	48,000	0.89
山田 裕一	43,700	0.81
モルフォ従業員持株会	43,000	0.80

支配株主(親会社を除く)の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

上記は、2020年10月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	10月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
各務 茂夫	学者											
鎌田 富久	他の会社の出身者											
永田 清人	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
各務 茂夫	○	----	コーポレートガバナンスに関する知見を有し、また長年にわたる東京大学協創推進本部等での豊富な経験とベンチャー企業の支援・育成等に関連する専門的な知見を有しているため。
鎌田 富久	○	----	長年にわたる経営者としての豊富な経験とベンチャー企業の支援・育成等における専門的知見を有しているため。
永田 清人	○	----	長年にわたり経営者としての豊富な経験と通信業界における専門的知見や豊富な経験を有しているため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	4 名
監査役の実数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会及び会計監査人、並びに内部監査責任者は、四半期毎に定期的な会合を設け、妥当性、適法性、適正性について、それぞれの立場から意見交換を行い、的確な監査の実施と内部統制の充実にむけた相互連携を図っております。

社外監査役の実任状況	選任している
社外監査役の実数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
根岸 秀忠	他の会社の出身者													
上原 将人	公認会計士													
平野 高志	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
根岸 秀忠	○	常勤監査役	企業経営全般に関する長年に渡る豊富な経験と見識を元に、監査体制の強化に期待しているため
上原 将人	○	公認会計士、税理士	公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計・税務に関する相当程度の知見を有しているため
平野 高志	○	弁護士	弁護士の資格を有しており、法的な専門知識に関する相当程度の知見を有しているため

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

6名

その他独立役員に関する事項

鎌田富久氏は2011年10月まで当社取引先である株式会社ACCESSの役員としての経歴はありますが、同社からの直近4期の取引実績はなく、5期以前においても売上高・販売費及び一般管理費の5%未満であり、取引の規模、性質に於いて当社の経営に影響を与えるものではありません。永田清人氏は2016年5月まで当社取引先である株式会社ドコモの役員としての経歴はありますが、同社からの直近5期の取引実績は売上高・販売費及び一般管理費の5%未満であり、取引の規模、性質に於いて当社の経営に影響を与えるものではありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

確定報酬とは別に、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役、従業員及びその他の付与対象者については、経営参画意識の高揚と業績向上に対する意欲や士気を高めるためであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役に対する役員報酬は、社内外別の総額表示を行っております。

第17期(2019年11月1日から2020年10月31日まで)

取締役を支払った報酬等の総額53,195千円(報酬種別は基本報酬、対象者は3名、社外取締役を除く)

社外役員を支払った報酬等の総額28,000千円(報酬種別は基本報酬、対象者は5名)

(注) 社内監査役はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬決定方針は、取締役会の決議により決定することとしております。具体的には、取締役会から授権された代表取締役社長が各人に求められる能力や義務に加え、企業価値の向上に向けた職責等を考慮し、且つ経歴や職歴、職務等を勘案しつつ、適正な報酬額を決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

当社の取締役会規程に規定した招集手続きにより、取締役会及び監査役会の開催に際して事前に取締役会へ付議する議案を案内し、取締役会事務局が連携して、資料の事前配布及び補足説明を行っております。なお、社外取締役及び非常勤監査役に対する全般的な情報伝達は、常勤監査役が定期的に行っております。また、四半期毎に監査役会と代表取締役社長との定期的な会合が開催され、経営及び業務の執行状況ほか全般事項について直接対話することにより把握する仕組みが構築されております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a. 取締役会

当社は、取締役会設置会社であります。提出日現在、取締役会は6名(うち3名は社外取締役)で構成されており、月1回の定例開催と必要に応じて臨時開催を行い、経営に関わる会社の重要事項の意思決定を行い、代表取締役社長及び取締役並びに執行役員の職務執行を監督しております。

b. 監査役会

当社は、監査役会設置会社であります。提出日現在、監査役は3名(全て社外監査役、うち1名は常勤監査役)で毎月1回の監査役会を開催し、

監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等を検討するなど監査役相互の情報共有を図っております。加えて、代表取締役社長、取締役との定期的会合を開催しております。なお、取締役会においては監査役3名が、常時出席し、意見陳述を行うなどの取締役の業務執行を常に監視できる体制を整えております。また、執行会議等には常勤監査役が出席し、業務執行状況をモニタリングしております。

c. 執行会議

当社では、執行役員制度を導入し経営の意思決定機能と執行機能の分離及び執行責任の明確化を図っております。執行役員で構成される執行会議を設置し、原則月1回開催し、経営戦略の立案・実行及び取締役会規程に定める事項以外の業務執行に関する事項についての審議・決定を行っております。また、各執行役員から管掌部門の業務執行状況や事業実績の報告がなされ、業務遂行と業績管理の徹底を図っております。

d. 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結しております。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者は、以下のとおりであります。

継続監査年数は、全員7年以内であるため記載を省略しております。

A. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 小堀 一英

指定有限責任社員 業務執行社員 大辻 隼人

B. 監査業務における補助者の構成

公認会計士 6名

その他 5名

e. 内部監査部門

当社では、内部監査室が内部監査を実施しております。年度監査計画に基づき各業務施行部署の業務遂行について定期または臨時に監査を実施し、内部管理体制の適切性・有効性等を検証するとともに必要に応じて被監査部門との意見交換や問題点の改善・是正に関する提言を行い、監査結果を社長及び監査役に報告しております。

(取締役及び監査役の責任限定契約)

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、機動的かつ柔軟な組織構成を目指しております。現在は、監査役会設置会社の形態を採用しております。取締役の業務執行については、監査役3名は全員取締役会に出席し、必要に応じて意見、質疑を行い、経営監視を行っております。また、社外取締役3名を選任、監査役は全て社外監査役であります。監査役のうち2名は、企業経営に精通した公認会計士及び弁護士を選任し、専門的な見地から随時意見等の聴取を行

っております。また必要な場合は、社外の有識者・専門家等から適切なアドバイスを受けることで機関決定が適切に行われるよう努めております。このような体制にて組織運営を行っておりますので、取締役の業務執行に対する監督機能は十分に果たしているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の2週間より前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は10月決算であり、株主総会が集中する月を回避しております。株主総会の日程については、極力集中日を避けて設定し、開催場所は交通の便のよい会場を確保して開催するよう目指してまいります。
その他	第8期定時株主総会より、当社ホームページに「招集ご通知」「決議ご通知」の掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、株主や投資家等に対し、投資判断に必要な企業情報を、適時、適切に開示することを前提とし、投資家視点にたって迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を継続して提供することを基本方針としてまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	例年、定時株主総会開催日におきまして、株主総会終了後、株主説明会を開催しております。なお、当年はコロナウィルス感染症拡大防止の観点から株主説明会の開催は控えさせていただき、株主・個人投資家への情報提供は別途動画配信の形式で実施予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（年度決算発表後（12月）、第2四半期決算発表後（6月））定期的に開催いたします。なお、四半期ごと（第1四半期決算発表後（3月）、第3四半期決算発表後（9月））及び、その他必要に応じて臨時開催することについても検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現地に赴き、説明会を開催することを検討いたします。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに掲載しております。 和文IRページ URL : https://www.morphoinc.com/ir/ 英文IRページ URL : https://www.morphoinc.com/en/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部	
その他	当社ホームページに専用お問い合わせ窓口を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業倫理行動規範」（和文・英文）を制定し、すべてのステークホルダーに対して、役職員一人一人の行動の基本方針を具体的に明示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業と社会の利益を調和させ、継続的な事業成長を通じてステークホルダーをはじめ、広く社会に貢献する企業を目指しております。そのために必要なこととして、当社は企業の社会的責任を果たし、高い道德観、社会的良識に従って行動しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対して、適時・適切に企業情報を公平に提供することにより、社会的に信頼性の高い企業イメージを構築するとともに、公正な価値評価を受けるべく、継続的なIR活動を実践することをIRポリシーとして活動しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムは、企業の透明性及び公平性を確保するため、「企業倫理行動規範（和文・英文）」及び「内部統制に関する基本方針」並びに各種規程を制定し、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部牽制機能を果たし、内部統制機能が有効に機能していることを確認するために、代表取締役社長が選任する内部監査責任者による内部監査を実施しております。加えて、監査役会及び監査法人とも連携して、その実効性を確保しております。

当社では2008年2月11日開催の取締役会において決議された「内部統制に関する基本方針」をもとに、運用実績及び更なる内容の充実を図るために、2020年9月11日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制に関する基本方針」を改定し、実行しております。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人による法令及び定款の遵守、社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程に 則り、取締役及び使用人に周知徹底を図り、コンプライアンス体制の構築、維持にあたる。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書、その他重要な情報や文書については、情報管理規程及び文書保存管理規程に則った保存及び管理を行う。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する事項について、リスク管理規程に則ったリスク管理体制を構築する。また、取締役会のほかに執行会議においても、リスクについて適宜に検討、評価を行い、有効な対策を実施できるリスク管理体制の構築及び運用を行う。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規程に定める事項その他重要な事項について意思決定を図る。また、経営方針や経営戦略に関わる重要事項については、慎重かつ迅速に執行決定を行うため、事前に執行会議において議論及び審議を行う。取締役会の決定に基づく職務及び業務執行については、職務権限規程及び業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定める。

5 当社及びその子会社における業務の適正を確保するための体制

当グループは、「経営理念」及び「Vision」「Mission」「Values」に加え、役員及び使用人が実践すべき行動の基準及び規範を定めた「企業倫理行動規範」に則り、内部統制事務局がその実践状況を定期的に確認する。内部統制委員会は内部統制の統括を行い、監査役、監査法人（会計監査人）、内部統制事務局と連携し、適切な内部統制システムの確保を図る。子会社の取締役又は監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の取締役の監視・監督又は監査を行う。子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備については、関係会社管理規程に基づき管理部が担当する。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、重要事項については適切な承認を得る。

6 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく、財務報告の信頼性に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制を整備し 会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、取締役会は監査役と協議の うえ、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

8 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の補助すべき期間中における指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。また、当該期間中における人事異動は、監査役の同意を得て行う。

9 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、職務執行の状況等について定期的に報告を行う。また、取締役又は使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項の発生又は発生する恐れが認められた場合には、速やかに監査役に報告する。

10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当グループは、前号の報告又は内部通報窓口への通報をした者に対して、当該報告又は当該内部通報を理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を「企業倫理行動規範」等に明記し、取締役及び社員に対し周知徹底する。

11 当社の監査役の職務の執行について生じる 費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じる会社法第388条に基づく諸費用及び債務については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理する。

12 その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役が、取締役及び使用人から定期的にヒアリングを実施し、意見交換の行える体制を構築する。

13反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力には、組織全体として毅然とした態度で対応し、一切の関わりを持たない体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、企業倫理行動指針の基本原則において「反社会的勢力との関係断絶」を定め、反社会的勢力とは関わりを持たないことを宣言しており、反社会的勢力との関係は一切ございません。

具体的な仕組みとしては、新規に取引を開始する際は、交渉を始める時点で、取引候補先が反社会的又は反市場的勢力と関係がないことのチェックを義務付けております。実務では、担当者が「取引先反社等チェック表」を申請し、管理部にて取引先が反社会的又は反市場的勢力と関係がないことのチェックを行っております。また、反社会的勢力と関わりを持たないために、前述の「取引先反社等チェック表」にてチェックをする際、対象企業の会社情報をもとに「リスクモンスターやダウジョーンズ」の記事検索等を利用しチェックを行っております。判断が難しい場合は、顧問弁護士や外部機関に相談した上で、管理部長が慎重な判断を行っております。なお、各種契約書の雛型には、「反社会的勢力との関係がないこと」の保証及び「関係をもった場合」の解除条項を含む内容にて整備しております。外注委託先等との業務委託契約等を締結する際には、当該内容を盛り込むなどして運用の徹底を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【適時開示体制の概要(模式図)】



